

○ 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1～6（略）				別表17（令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金） 1～6（略）			
7（令和7年度措置に係るもの）				(新設)			
<u>利子助成 対象資金</u>	<u>対象要件</u>	<u>利子助成 対象期間</u>	<u>対象融 資枠</u>				
<u>(1) 農林漁業 セーフティ ネット資金 （農業経営 復旧・復興 対策）</u>	<u>令和7年4月1日から 令和8年3月31日 までの間に、被災 農業者に対して融 通された農林漁業 セーフティネット 資金</u>	<u>最長18年 間</u>	<u>9億円 （注3）</u>				
<u>(2) 農林漁業 施設資金 （農業経営 復旧・復興 対策）</u>	<u>令和7年4月1日 から令和8年3月 31日までの間に、 地震被災農業者 に対して融通され た農林漁業施設 資金。ただし、株 式会社日本政策金 融公庫法別表第1 第8号の下欄のネ の資金及び沖縄振 興開発金融公庫法 施行令第2条第1 号ツの資金を除く。</u>						

<u>(3) 農業基盤整備資金</u> <u>(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、地震被災農業者に対して融通された農業基盤整備資金。ただし、株式会社日本政策金融公庫法別表第1第8号の下欄のネの資金及び沖縄振興開発金融公庫法施行令第2条第1号ツの資金を除く。</u>		
<u>(4) 農業経営基盤強化資金</u> <u>(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された農業経営基盤強化資金</u>		
<u>(5) 経営体育成強化資金</u> <u>(農業経営復旧・復興対策)</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、被災農業者に対して融通された経営体育成強化資金</u>		
<u>(6) 農業近代化資金</u> <u>(農業経営復旧・復興対策等)</u>	<u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、被災農業者に対して融通された農業近代化資金又は令和7年4月1</u>	<u>最長18年間</u> <u>(注2)</u>	<u>1億円</u> <u>(注3)</u>

	日から令和8年3月31日までの間に、農林中央金庫から被災農業者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金（いずれも農業を営む者に融資するものに限る。）		
(7) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営復旧・復興対策）	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、地震被災農業者に対して融通された農業経営負担軽減支援資金		

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする（被災農業者に福島県高付加価値産地展開支援事業交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2951号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものを除く。）。
- 2 (6)に係る助成を受けた認定農業者等に対しては、別表18の2の(1)に掲げる認定農業者等向け特例分に係る助成は行わないものとする（ただし、(6)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。）。
- 3 (1)から(5)までに係る対象融資枠又は(6)及び(7)に係る対象融資枠のいずれかが満了した場合、対象融資枠が満了していないもう一方の融資枠から融通することができるものとする。

別表18 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

① ～ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

⑦⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

<u>資金の種類</u>	<u>償還期限</u>	<u>実質負担利率の軽減幅</u>
(1)	<u>6年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1. 35%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 45%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 55%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 65%</u>
	<u>16年を超え18年以下</u>	<u>1. 70%</u>
(2)、(3)、(8)、(13)	<u>6年以下</u>	<u>1. 15%</u>
	<u>6年を超え8年以下</u>	<u>1. 25%</u>
	<u>8年を超え10年以下</u>	<u>1. 35%</u>
	<u>10年を超え12年以下</u>	<u>1. 45%</u>
	<u>12年を超え14年以下</u>	<u>1. 55%</u>
	<u>14年を超え16年以下</u>	<u>1. 65%</u>

別表18 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金

① ～ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日以降に融通されたもの

(新設)

	16年を超え28年以下	1.70%
(4)、(9)		1.85%
(5)、(6)、(10)、 (11)、(12)、 (14)		1.70%

(※1) ~ (※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

① ~ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

⑧⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの  
(認定農業者等向け特例分)

<u>財政融資 資金金利</u>	<u>償還期限</u>	<u>農業経営基 盤強化資金 の貸付金利 水準</u>	<u>実質負担利 率の軽減幅</u>
1.70%	6年以下	1.15%	農業近代化 資金の貸付 金利－農業 経営基盤強 化資金の貸 付金利水準
	6年を超え 8年以下	1.25%	
	8年を超え 10年以下	1.35%	
	10年を超え		

(※1) ~ (※4) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金

(1) 農業近代化資金〈農業経営復旧・復興対策等〉

① ~ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日以降に融通されたもの

(新設)

12年以下	1.45%
12年を超え	
14年以下	1.55%
14年を超え	
16年以下	1.65%
16年を超え	
18年以下	1.70%

(農業経営復旧・復興対策)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1.70%	1.70%

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

① ～ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日から令和7年3月31日までの間に融通されたもの

⑦⑧ 令和7年4月1日以降に融通されたもの

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
1.70%	1.70%

(注)

1・2 (略)

附 則

(2) 農業経営負担軽減支援資金〈農業経営復旧・復興対策〉

① ～ ⑦⑥ (略)

⑦⑦ 令和7年3月19日以降に融通されたもの

(新設)

(注)

1・2 (略)

この通知は、令和7年4月1日から施行する。